

## 指定答申された文化財

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所有者及び管理者
有形文化財 (建造物)	徳善家住宅主屋1棟 桁行21.0m, 梁間10.9m, 入母屋造, 茅葺(鉄板仮 葺), 東面・西面・北面突 出部附属 伏墓及び石垣を含む屋敷構 え2,713.28㎡ 附祈祷札3枚, 113番地に面 する道115m	1棟 2,713.28 ㎡	三好市西祖谷山村徳善 113番地, 107番地2, 197番地3	徳善 考正 三好市

〈参考〉

## 文化財の保護に関する条例

## 第三章 県指定有形文化財

(指定)

第八条 委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを徳島県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者および権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第一項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者および権原に基づく占有者に通知して行う。
- 5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。
- 6 第一項の規定による指定をしたときは、委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

## 徳島県文化財指定基準（抜粋）

## 【建造物の部】

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

県文審第3号  
平成25年12月13日

徳島県教育委員会  
委員長 佐藤 紘子 殿

徳島県文化財保護審議会  
会長 丸山 幸彦



文化財の指定について（答申）

平成25年11月11日付け教文第683号により諮問のありました次の文化財については、慎重に審議した結果、徳島県の文化財として指定することを適当と認めますので、ここに答申いたします。

（指定を答申した文化財）

種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者
有形文化財 (建造物)	徳善家住宅主屋1棟 桁行21.0m, 梁間10.9m, 入母屋造, 茅葺(鉄板仮 葺), 東面・西面・北面突 出部附属 伏墓及び石垣を含む屋敷構 え2,713.28㎡ 附祈祷札3枚, 113番地に面 する道115m	1棟 2,713.28 ㎡	三好市西祖谷山村徳善 113番地, 107番地2, 197番地3	徳善 考正 三好市

(1) 文化財の概要

「徳善家」は近世を通じて東西の祖谷山を統治した高取名主八家（祖谷八屋敷）の一つで、山城谷から祖谷山に入る街道の入り口に面して所在する。屋敷地は吉野川に向かって突き出す尾根全体を使って構え、北半部が宅地、南半部には馬場と伝える広い平坦地が広がる。屋敷地背後の尾根にある3カ所の墓地には伏墓群が広がり、東面には街道に沿って石垣が構築される。

主屋は桁行10間半、梁間5間半の大規模な木造入母屋造茅葺で、祈祷札から建築年代は慶応2（1866）年と判る。全体に木柄が太く、軸部の成、内法、天井高が高く、大規模住宅にふさわしい大柄な造りであるとともに、座敷飾り等の意匠は控え目で、質実さを見せる。小屋組は二重梁東立てに貫と筋違を多用して棟を高く立ち上げた和小屋であり、大型上層農家の形式である。昭和30年代に屋根が鉄板で覆われ、間仕切りの一部に改変や増改築が行われているものの、全体として建築当初の姿が残っている。

「徳善家住宅」は主屋、馬場と伝える平坦地、伏墓群、敷地正面街道沿いの石垣が一体となって、祖谷における上層農家の姿を良好に伝えるものであり、貴重である。

(2) 指定基準

【建造物の部】

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

(3) 歴史的価値の高いもの

(5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの



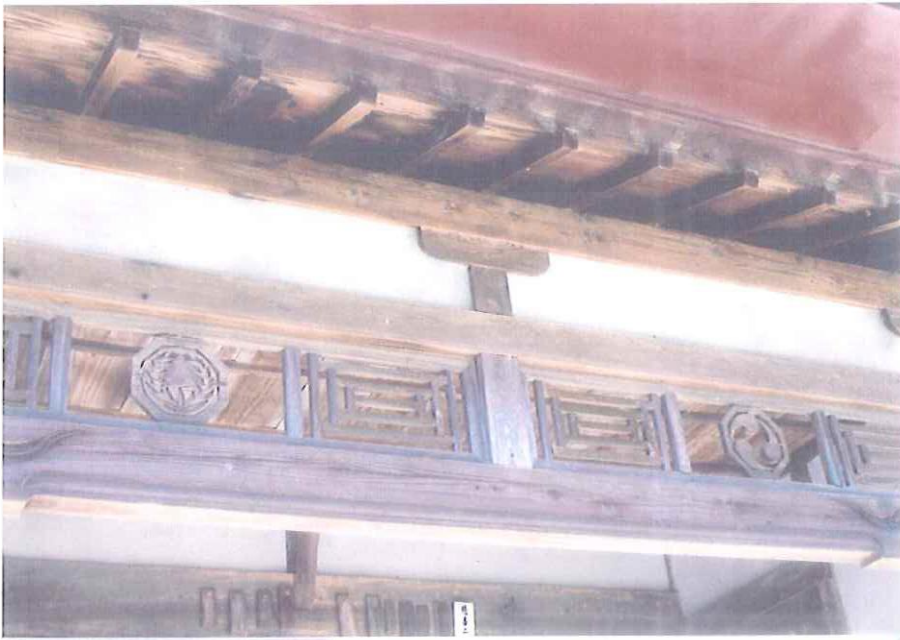
旧街道から主屋を臨む



主屋正面より



屋根の軒角



ゲンカン上部の欄間



屋根の妻飾り



後年の改築（外便所）



伏墓 (197番3)



伏墓 (197番3)



馬場から主屋方面を臨む



一切皆善 一切皆賢 諸佛皆成德

慶應二寅年

□□□□□

凡 又 又 又 又 又 又 又 又

羅溪皆折漏 枉斯誠實言 願我常吉祥

十二月吉日

雞足山安樂寺

□□□□□  
量々

藤原升堂

義明花押



悉

字

若 榮 決 也 人  
万 兵 不 能 害  
水 火 林 波 漂

長 誠 此 真 言  
水 火 林 波 漂

又 又 又 又



兼



慶應二寅年十二月吉日



淨 鏡

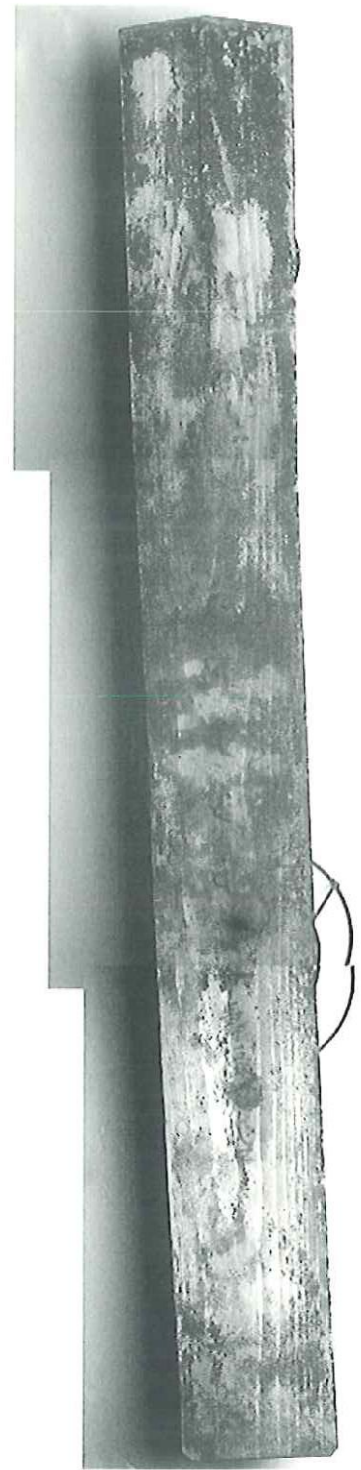
天 下 泰 平

大神神祇八百萬神守護

堀川右門正

五穀成就

淨 瓊 劔



三曲之開

命壽福家武写

聞麗星一國平淨

六年



聞麗星一國平淨 . 命壽福家武写 . 六年